

## 「水道ビジョンの改訂について（案）」に対する意見募集結果について

平成20年 7月10日  
厚生労働省健康局水道課

「水道ビジョンの改訂について（案）」について、平成20年5月22日から6月20日まで御意見を募集したところ、27の個人・団体から延べ93件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見のうち同主旨のものを集約すると69件となり、それらに対する当省の考え方について、次のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただいております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	項目	頁	意見内容	意見に対する考え方
1	水道ビジョンの改訂について	P1	1ページの冒頭部分について、最近の傾向から話が始まっていますが、水道の将来を考えるにあたっては、過去について振り返る必要があると考えます。 9ページに記載してある、『近代水道の開設以来、我が国は、蛇口で飲める水を供給するという水道文化を形成してきた。我が国の水道文化は、生存権を保証し、その実現のための国の役割を定めた憲法第25条にいう「全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」を実現するための法律体系の一環として制定された水道法の施行という国家政策を背景に、水道に携わるすべての人々の努力によって形成されてきた。』との部分を冒頭に引用し、水道の進むべき方向性の土台について、確認をすることが望ましいと考えます。	水道の今までの経緯については、1. 2. に示していません。また、水道ビジョンは、御指摘の主旨を踏まえ、作成しています。
2	2(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P3	国民の水道に関する最大の関心事項に経済性を加え、「国民の水道に関する最大の関心事項は供給される水の安全性・快適性そして経済性である。」とすべきと考えます。 理由：日常の業務において市民と接するなかで、また、近年大口需要者の地下水利用への転換にみられる様に、水道料金が低廉である事の重要性を強く認識しております。 また、水道法第一条にも定められているとおり、清浄・豊富・低廉の三大必要要素を備えた水道の供給は大原則であると考えます。 よって、現在の水道を取り巻く様々な課題に対しても、この原則にのっとり、たえずコスト意識を持ち続け適切に判断すべきと考えます。	これまで実施された各種アンケートにおいて、国民が特に不安に感じているのは水質の悪化であり、不満を感じているのは、味の問題であるという結果が示されていることから、2. (1)における記述については問題がないと考えています。経済性も関心事の一つであることはそのとおりですが、水道料金等に関する情報の需要者への提供・理解、大口需要者の水道利用、水道コストなど、水道の経済性に関する記述は、別の場所(2. (3)など)にありますのでここに追加する必要はないと考えます。
3	2(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P4	「なお、約68万人が給水区域外に居住している。給水区域外でも専用水道や都道府県の条例等の対象となる小規模水道による給水がなされているところもあるが、約68万人はさらに小規模な集落水道や自家井戸等で生活しているものと推計される。』において約68万人の給水区域外で居住している人口の内、どれだけが専用水道や小規模水道によって給水されているのか、という疑問を覚えます。表現の仕方を変更したほうが良いように感じます。	御指摘を踏まえ、修正します。
4	2(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P4	(貯水槽水道及び給水管・給水用具の管理不徹底)において貯水槽水道の水道法での位置づけが不明確であることが原因のひとつである旨を明記すべき 理由：貯水槽水道のあり方は、水道法の範囲外としてきたところが大きな問題であり、34条での規制もゆるくなり、受験率の低下につながっているのは事実である。	貯水槽水道の水道法上の位置づけについては、水道法第14条第2項第5号において「水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて(以下略)」と明確に定義した上で、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を供給規程に定めることを求めているところです。また、一定規模を超える貯水槽水道については、水道法第34条の2に基づき簡易専用水道としての規制が適用されています。
5	2(2)いつでも使えるように供給されているか	P5	少子高齢化による人口の大幅減少により料金収入の減少が想定され、一方で施設整備などにより、事業経営が厳しくなることが危惧されるなかで、財政的・技術的基盤を有し、水道水質の自主検査体制確立を可能とする適正規模の事業体の確立、すなわち事業体統合・広域化をめざすことが急がれる。	水道広域化の推進については、5. (1)アなどに記述しております。
6	2(2)いつでも使えるように供給されているか	P6	『水道施設の耐震性能基準が明確化され(平成20年10月より施行)、・・・』を次のように修正 『「水道施設の技術的基準を定める省令」が改正されて、水道施設の耐震性能基準が明確化され(平成20年10月より施行)、・・・』	御指摘を踏まえ、修正します。
7	2(2)いつでも使えるように供給されているか	P6	「水道事業者(旧)一水道事業者等(新)となりましたが、責任を明確にするために、「定義」が必要と考えます。(例えば「水道事業者等とは、水道事業者の他、自治体首長をいう。」など)	表現の見直しにより、「水道事業者」に水道用水供給事業者及び専用水道の設置者も含まれる場合、「水道事業者等」と修正したものであり、定義を明確にするため、修正します。
8	2(2)いつでも使えるように供給されているか	P7 P9	7ページ中段の『地下水の利用』について、また、9ページ中段の『大口需要者が、独自水源を確保して水道水の利用を大幅に減らす動きが各地で見られる。』について、これらの件は、地盤沈下の観点や水道料金のあり方の観点だけではなく、地下水の利用自体が『公共財の利用』であるという観点に立ち、議論をすることが必要と考えます。	地下水利用の規制については、地盤沈下防止等の観点から所要の法制度が整備されているほか、条例が制定されているケースもあると認識しています。地下水利用の在り方については、本ビジョンから離れて、別途検討されるべきと考えています。
9	2(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっていくか	P8	「さらには、効率の低い施設を抜本的に見直し高効率かつ低コストの水道」とありますが、水の安定供給面・災害対策面から見て、高効率は両立するのでしょうか。地域の特性等、個別の事象による部分が大きいと思われます。適度な施設余裕率等は必要と思われる。	水の安定供給や災害対策の観点も踏まえつつ、高効率かつ低コストな水道にするため取り組むことは、水道事業運営における基本であると考えます。なお、当該記述は、施設整備において必要な程度において施設余裕率等を設けることを否定するものではありません。
10	2(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっていくか	P8	「水道は利用者・住民の公的な共有財産です。利用者・住民は水道事業の受益者、単なる「お客さま」ではなく、水道事業にかかわる主体の一つとの認識を持つべきであると考えます。 地域水道ビジョンの策定、市町村合併に伴う新たな水道事業者の将来ビジョン策定など、水道事業の将来計画策定の必要性は高まっているが、水道事業の将来計画策定に関しての住民参画・意見反映は十分とはいえず、住民参画の枠組みを作ることが必要である。	需要者の視点に立った事業運営や需要者の参加の必要性については、2. (3)や8. (1)などで記述しております。
11	2(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっていくか	P8	「水道に関する意思決定のプロセスを公開して、需要者の参加の下で物事を決定するような仕組みが大切であり、理解と合意形成の獲得を目的とした情報公開を行うべきである」 「水資源の開発を伴う水道事業は、計画を策定してからその計画が実現するまでに長期間を要するものが多いことに鑑み、世代間の負担の公平性に留意しながら、将来の需要者の視点にも立った合理的な事業を実施することが重要である」 水道ビジョン改訂版に記載された上記の見解は、特に道路事業等、公共事業への国民の視線が厳しくなっている現在、至極もつともなものと感じます。しかし残念ながら現実には、今回の「水道ビジョン」に基づく新たな水道事業計画はこのようなプロセスで進められておりません。「水道ビジョン」の理念が、実際の運営に反映されるよう希望します。	実際の水道事業運営における需要者の参加については、各水道事業者等が、水道ビジョンの趣旨を踏まえ、各水道事業の特性・実態等を踏まえつつ、需要者のニーズに適切に対応できるように形で取り組むことが重要であると考えます。

番号	項目	頁	意見内容	意見に対する考え方
12	2(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになって	P9	9ページの『(水道文化・水道技術継承の危機)』という表現については、もっと前向きな表現『(水道文化・水道技術継承の危機への対策)』等とすることが望ましいと考えます。	御指摘の箇所においては、現状と将来の見通しを記述しており、対策については、5. 6. 7. で記述しております。
13	2(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになって	P9	9ページ一番下の行で、『役割分担を明確にした官民の連携』との表現がされていますが、北見市水道水の断水に関する原因技術調査委員会報告書にも(4-3 課題および提言 (3) 技術者の育成 ライフラインとしての水道を安定して運営していくためには、長期的な視点に立ち、市として優秀な技術者の育成に努めるべきである。)と指摘されているとおり、水道事業者の中に技術を保持していくことを念頭においた表現にすることが望ましいと考えます。	水道事業者等における技術者の確保の必要性については、同じ2. (3)において、「多様化・高度化する水道のすべての課題に的確に対処するとともに、現在の給水サービス水準を確保し、向上させるためには、水道施設の運営に関する専門的な知識・経験を有する技術者を継続的に養成・確保していくことが不可欠である」と記述しております。
14	2(4)水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか	P11	水道ビジョンの改訂版(案)では、「水に関する基本的な法制度のあり方をめぐる議論の動向も視野におきつつ、関係省庁間の連携をより一層強化する」と補強されました。これは、水循環系の一環にある水道事業・下水道事業のより健全な事業執行を確保するため、水質・水量、自然生態系の保全を貫く総合的な水施策の実現とそれに関わる水行政の一元化・総合水法の立法化(水基本法)を一定程度意識して補強されたものと理解されます。しかし、現在の日本の水制度については、水を総合的に管理する基本法も行政組織もなく、縦割り行政になっています。現状を克服することをめざして、水基本法の制定の必要性がこれまで以上に認識されるようになった国内の動きを踏まえ、水基本法の制定の必要性と制定に向けた構想を水道ビジョンに盛り込むことが必要になっていると考えます。	今般、水に関する基本的な法制度の在り方をめぐる議論がなされつつあるところですが、複数省庁の所管にまたがる事項でもあり、現在の記述が適切であると考えております。なお、引き続き、健全な水循環の構築においても、関係省庁との会議の場などを活用し、連携強化を積極的に進めたいと考えています。
15	2(4)水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか	P11	13ページの『我が国の水道に課せられた使命は、築き上げられた世界に冠たる水道を、国民とともに関係者が一体となって次世代以降の将来の世代に引き継いでいくこと』について、また、20ページの『一方で、飲料水の水源の水質が良好であることが何よりも増して重要であることに鑑み、地域の事情が許す場合には、取水地点の再編、河川水から伏流水への転換等により、良好な水質が安定的に確保できる水源を求める努力を傾注すべきである。また、生活排水による河川の汚濁や化学物質による河川・地下水の汚染、湖沼の富栄養化など、水道水源の水質状況は、全国的には必ずしも十分な改善がみられないことから、環境行政、河川行政、下水道行政、農林水産行政等との連携による対策を一層強化する。』について、これらの件を実現していくためには、現在の縦割りの行政ではなく、横断的に対策を講じる必要があります。そのためにも、水基本法の制定が必要であると考え、水道ビジョンにおいても、その必要性を盛り込むことが必要であると考えます。	No.14と同じ
16	2(5)世界の中で我が国の水道はどのような役割を果たすべきか	—	水道分野における国際貢献を行う場合は、支援要請国や地域が将来的には自主的に水道事業を運営できることを目標として明確に定めるとともに、支援先の国や地域の特性を活かし、住民自治による維持管理が可能となる技術的・財政的な支援の枠組みを作り出すことが必要である。 日本の水道事業が公営原則の下で発展してきたという事実を踏まえ、また、引き続き世界のトップランナーであり続けるという自負の下で、公と公、事業者間の連携を中心にして国際貢献の具体化を図らなければならない。 日本の水道法には国際貢献に関する規定がなく、水道事業においても国際貢献への財政支出が目的外使用とされる問題点が存在している。国際貢献に関する水道法上の規定整備、国際貢献の目標とあり方の明確化、国際貢献が可能な財政支出に関する規定の見直しを促すことが必要であると考えます。	水道事業者等間の連携に関しては、御指摘を踏まえ修正します。また、水道事業における国際貢献については、現行制度においても、多くの事業者において取組が行われているものと考えておりますが、国際協力に従事することへの理解を得ることに苦慮している事例が見られることから、5. (5)ウに国際協力推進の基盤整備を検討することを記述します。
17	2(5)世界の中で我が国の水道はどのような役割を果たすべきか	—	水道分野の国際貢献としては、水は国際公共財であり基本的な人権であることを踏まえて実施されるべきです。技術移転や財政支援などの支援や協力をおこなうことにより、誰もがいつでも安心・安全な水を利用できることを実現することが求められます。国民皆水道と「蛇口から飲める水文化」を実現してきた日本の経験を大切にして支援、協力を行う必要があり、その原動力となった公営・公共原則を踏まえた協力が重要であると考えます。水道ビジョンにおいては、水道分野の国際貢献の原則について提示して合意形成を図る必要があります。水は商品ではなく市場にはなじまないとの認識を明確化したうえで、①水道を利用する住民・市民が自己決定し、自主運営を継続できるような支援とすること②水道産業の海外進出ではなく、公共セクターが主体となる国際貢献としての支援、協力施策の充実が必要なこと、という原則を確認して実行することが求められべきと考えます。	水道分野の国際貢献の原則については、2. (5)に示しています。また、公共セクター等の水道事業者等間の連携に関しては、御指摘を踏まえ修正します。
18	4長期的な施策目標	P14	14ページの『国民の口に入るという広い意味では食品に当たる水』との部分の表現については、水道法の目的(清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。)を踏まえると、この表現が水道事業の目的から乖離した印象を与えおそれがあると考えます。再考が必要ではないかと考えます。	御指摘を踏まえ修正します。
19	4長期的な施策目標	P15	「これら施策の実施にあたっては、地域の特性…」を「これら施策の実施にあたって水道事業者等は、地域の特性…」として、責任を明確にしたら良いと思われまます。	御指摘のとおり修正します。
20	4長期的な施策目標	P15	持続・継続可能な事業という視点からは、下水道行政との関係に言及すべき	水道ビジョンの5つの政策目標の達成に向けては、下水道行政も含め、関係者の参加が不可欠であると考え、8. (1)関係者の参加、において、「水道分野以外の分野の関係者とも十分な連携を図る」と記述しています。 なお、5. (2)イの水道水源の水質改善、5. (5)ウの国際競争力の強化においては、下水道と連携することを明記しています。

番号	項目	頁	意見内容	意見に対する考え方
21	4 長期的な施策目標 5(2)安心・快適な給水の確保	P14 P20	<p>水質管理に関しては多くの小規模水道事業者において水質検査機関に委託して「水質基準への適合を確認するための水質検査」を行っています。このため事業者職員の水質管理に対する理解が不十分なために検査結果に対する説明責任が果たされていない場合があります。また、「システム管理のための水質検査」との連携が十分に行われていないため、適正な運転管理が行われていない場合もあります。そこで、このような小規模事業者における「統合的な水質管理の実現手法」に関する具体的な目標設定(たとえば当該地域に広域的な水道水質検査(管理)機関を設置する等)が水道ビジョンにおいて必要であると考えます。また、小規模事業者の水質管理に関して今回のレビュー実施時の資料収集や立入検査等を踏まえてどのような評価を行ったのかについても情報公開を行う必要があると考えます。</p> <p>理由:①水道法では水道事業者が自ら水質検査施設を設置すべきことを求めています。一方で委託検査も認められているため、ほとんどの小規模事業者は水質検査機関に検査を委託しています。そのため、「システム管理のための水質検査」との連携が不十分であり、いわゆる製造業でいう品質管理が十分に行われていないと考えます。②水道事業者としての水質検査は、単に基準に適合しているか否かの結果を求めているだけではなく、水道ビジョンに記載のとおり「水源から給水栓に至るまでの統合的な水質管理」が求められています。しかし、小規模事業者にとってこのような水質管理を行うためには、常時検査が行える体制を整備しなければなりません。現状として小規模事業者が単独でこのような体制を整備することは不可能であり、③逐次見直し方式による水質基準の見直しは機動的ではありますが、試験項目や基準値の変更、新たな項目の増加等による新たな試験機器の導入や技術力の確保等を要します。一方小規模事業者にとっては自ら試験を行っていないため、試験に関する情報が逐次更新されているにも関わらず専門家が育っていないため水質管理に対する認識が低く、お客様への説明責任を十分に果たすことができていません。そのため、小規模事業者の水質管理については特別な対策を実施していく必要があると考えます。</p> <p>④近年水道施設での事故が多発しております。さらに水源水質の悪化もみられるため、水質にかかる問題も多々発生しています。しかしながら小規模事業者では人的・財政的理由により水質管理に関する体制が脆弱であるため、自ら速やかな検査を行い、それによって的確な対応を行うことがほとんどできない状況にあると考えます。</p> <p>危機管理の観点からも小規模事業者におけるいわゆる「システム管理のための水質検査」の考え方を確立し、そのために必要な体制整備についてその具体的な目標設定が必要であると考えます。⑤今後「水安全計画」の策定が義務付けられると考えますが、その運用においては施設管理を含む水質管理と水質監視・水質検査を統合的に運用することが不可欠であり、このままでは小規模事業者における水安全計画の策定・運用は不可能であると言わざるをえません。水質管理と水質監視及び水質検査を統合的に運用できる体制の整備に関して一定程度の方向性を示さなければ、事業者の規模による水質管理に関する質の差は拡大していく一方であり、すべての国民が安心しておいしく飲める水道水の供給に対して大きな不安があると考えます。</p>	<p>統合的な水質管理の具体的な実現方法については、まさに水道ビジョンを踏まえた今後の取組の中で検討されていくものであり、本年5月に通知した水安全計画策定ガイドライン及びその活用が核となっていくものと考えています。また、小規模水道事業者における財政面、技術面での課題の解決に向けては、管理の一体化を含めた水道広域化を通じて運営基盤の強化を図ることが有効であり、7.(1)等に記述しています。</p> <p>なお、今回のレビューにおいて行った小規模事業者に関する評価については、例えば、厚生労働省の行った立入検査において、水質管理についてもさまざまな指摘事項が見出され、小規模な事業者になるほど指摘事項が増加した等の評価がなされており、水道ビジョンフォローアップ検討会の会議資料として公開しています(<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision2/index.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision2/index.html</a>)</p>
22	5(1)水道の運営基盤強化	—	<p>「水道事業の運営形態」について</p> <p>「1.水道ビジョンの目的」でも「転換期に立つ我が国の水道」とまとめられている様に、我が国の水道を取り巻く環境は大きく変化しているとの認識については異論はなく、引続き国民への給水サービスを如何にして持続させる取り組みをどうするのかは、水道事業に携わる者の大きな共通の課題でもあります。しかしながら、その目的を確実に実行するにはやはり、今日の日本の水道事業の発展は、憲法第25条の生存権の保障に基づき公営原則により成し遂げられたものであると言う原点は忘れてはならないと考えます。また、水道事業は「命の水」のライフライン事業、限りある水を循環・再利用する環境事業・震災・火災時に対応する防災事業でもあり、ただ単に「水」を商品と考える営利的な目的ではなく、総合的に施策すべき極めて重要な公共性を有した事業であると考えます。よって水道ビジョンにおいても、運営形態は引続き公営原則を堅持し、国民の共有財として次世代に引き継ぐ事が最大の課題であると考えます。</p>	<p>2.(3)においては、憲法第25条の生存権の保障について触れられており、同条の規定を実現するための法律体系の一環として水道法が制定された旨が記載されているほか、現行の水道法では、水道事業は原則市町村が経営するものとされています。一方、近年の制度改正等により、従来の事業形態のほか、水道事業者相互や民間業者との間で様々な形態による連携が可能となっています。各々の事業形態が有する様々な特性を踏まえつつ、最適な形態をいかに選択するか、需要者へのサービスという視点から幅広い検討が必要と考えています。</p>
23	5(1)水道の運営基盤強化	—	<p>水道の運営形態に関して</p> <p>今日の日本の水道事業の発展は、憲法25条の生存権保障に基づき、公営原則により成し遂げられたものです。したがって、ひきつづき公営原則を堅持し、国民の共有財として次世代に引き継ぐことが最大の課題であることが第一に確認されるべきです。</p>	No.22と同じ
24	5(1)水道の運営基盤強化	—	<p>水道事業の運営基盤の強化について</p> <p>2.水道の現況と将来の見通しの(2)いつでも使えるように供給されているのか」の項でも触れられている「長期にわたる不況や少子化、財政の逼迫、若年の水道事業者の不足等が安定な供給の上での大きな課題」とあり、まさに水道事業における現実が語られ、その対策として水道の広域化、事業者統合が示唆されています。</p> <p>この広域化投合にあたっては、やはり財政的・技術的基盤を有し、水道水質の自主検査体制確立を可能とする適正規模の事業者の確立、すなわち事業者統合、広域化をめざすべきであり、その方法は、事業者の財政状況・技術力を考慮した上での広域化、すなわち、都道府県を中心とした垂直的統合だけではなく、水平的統合や時には、水平連携と言う考え方も模索すべきであります。</p> <p>また、運営基盤強化に向けて水道事業者間の連携や民間部門の活用が言われていますが、やはり、これにおいても水道事業は「生存権」の保障を第一義に考えた公営原則の考えを基本に、技術的財政的な運営基盤の極めて重要であるから、水道法による第三者委託制度の活用を中心とし安定をはかるべきであると考えます。</p> <p>その上で、公営連携による中小規模事業者への技術的・財政的支援による水道事業の運営基盤強化で導入された第三者委託制度の趣旨を水道ビジョンにあらためて明記すべきだと考えます。</p>	<p>水道広域化の推進については、5.(1)ア.などに記述しており、個々の事業や地域が抱えている現在及び将来の課題を踏まえつつ、各事業の特性等に応じた広域化施策を検討・推進することが重要と考えます。</p> <p>また、第三者委託制度は水道の事業運営形態の一つではありますが、どのような運営形態を採用・導入するかは各水道事業者等が検討・判断すべきであり、同制度の導入の趣旨や活用についてののみを抽出して強調することは適当ではないと考えます。</p>
25	5(1)水道の運営基盤強化	—	<p>水道事業の運営基盤強化に向けて水道事業者間の連携や民間部門の活用が言われていますが、水道法に規定された第三者委託制度が運営基盤強化策の中心であるべきです。また、第三者委託制度は、公営連携による中小規模事業者への技術的・財政的支援による水道事業の運営基盤の強化をめざして導入されたものであり、水道ビジョンにおいてその趣旨を明記して、事業者の進むべき方向を明確に示すべきです。</p>	No.24と同じ

番号	項目	頁	意見内容	意見に対する考え方
26	5(1)水道の運営基盤強化	—	17ページの「水道の運営形態をめぐっては、政府の総合規制改革会議などの場で、民営化も含めた議論がなされている。最近、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の制定、水道法改正による第三者委託制度の導入、地方自治法改正による公の施設に係る指定管理者制度の導入、地方独立行政法人法の制定等様々な制度面での対応がなされ、水道事業者等相互や民間業者との間で様々な形態による連携が可能となっているが、その形態にはそれぞれ特性があり、各々の水道事業者等の抱える課題に対応するために最適な運営形態をいかに選択していくべきか、需要者へのサービスという視点から幅広い検討を行う。」という部分については、水道の運営形態を直接の目的として、『政府の総合規制改革会議などの場で、民営化も含めた議論がなされている。最近、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の制定、水道法改正による第三者委託制度の導入、地方自治法改正による公の施設に係る指定管理者制度の導入、地方独立行政法人法の制定等様々な制度面での対応がなされ、』としているとは、受け止められないと考えています。 表現としては、『様々な公の事業をめぐって、政府の総合規制改革会議などの場で、民営化も含めた議論がなされている。最近、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の制定、水道法改正による第三者委託制度の導入、地方自治法改正による公の施設に係る指定管理者制度の導入、地方独立行政法人法の制定等様々な制度面での対応がなされ、水道の運営形態をめぐっても、水道事業者等相互や民間業者との間で様々な形態による連携が可能となっているが、その形態にはそれぞれ特性があり、各々の水道事業者等の抱える課題に対応するために最適な運営形態をいかに選択していくべきか、需要者へのサービスという視点から幅広い検討を行う。』等が望ましいと考えます。	御指摘の趣旨を踏まえ、「水道を含めた公共サービスを提供する事業の運営形態をめぐっては、(以下略)」に修文いたします。
27	5(1)水道の運営基盤強化	—	水道事業は公営原則を第一義とすることを改めて再確認する必要がある。同時に、公営原則による水道事業のためには技術的財政的な運営基盤の確保が極めて重要であることから、第三者委託の制度化の趣旨を踏まえて水道事業の広域化に向けた政策の展開や指針作り、水道事業に指定管理者制度を適用する場合の水道法の規定や適用について、認可の制限を始めとして明確な基準を明示することが必要である。	現行の水道法において、水道事業は原則市町村が経営するものとされています。また、5.(1)イにあるように、本来、水道の運営管理は、運営に責任を有する水道事業者等が自ら行うべき業務であるとの認識に立ち、適切な自己分析に基づき、事業の特性等に応じて、事業統合や経営・管理の一体化など様々な広域化、さらには、都道府県、市町村、民間部門のそれぞれが有する長所、ノウハウを有効に活用した連携方策を検討・推進し、その相乗効果により、事業の効果、効率性、需要者の満足度を高めていくことが重要であると考えます。なお、水道事業者等がこれらの検討を行うにあたって参考となる情報や考え方等については、これまでも各種手引き等を策定しており、今後も引き続き、水道事業者等における検討の円滑化に資するべく、手引き等必要な情報提供を進めてまいります。
28	5(1)水道の運営基盤強化	P17	「技術的視点からの客観性」の「技術的視点」を消す 理由:「技術的視点からの客観性」のみならず、売り上げの減少に伴う適正規模たるダウンサイジングのあり方、経営戦略こそ重要	2.(3)にあるように、「水道事業者等は、公営企業としての財政健全化に係る取組を着実に進め、自らの水道事業運営を技術的観点から客観的に業務評価し、需要者の理解を得ることが重要」となります。特に、水道施設の大規模更新需要の重要課題に適切に対応し、持続可能な水道を実現させるためには、財政上の健全性のみならず、技術的な知見に基づき現在及び将来における水道施設の健全性を適切に評価することが非常に重要であり、水道事業運営を技術的観点から業務評価することは必要不可欠と考えます。
29	5(1)水道の運営基盤強化	P17	資機材等の長寿命化に係る技術の開発や、長期で見た施設の更新時における総合的な対策の効率的実施の促進がうたわれているが、施設の長寿命化を促進する上では、初期投資額のみではなく、次回の更新までを見据えたライフサイクルコストの概念の導入が有効であると考えます。	御指摘の趣旨を踏まえ、「このような中で、計画的に整備・更新を行う「持続可能な水道施設」を実現するため、需要者の理解を得つつ、現在及び将来の需要者の負担の公平性の視点に立った、更新時期も見据えた中長期の施設整備や更新の見直し及び財政見直しを立て、(後略)」と修文します。
30	5(1)水道の運営基盤強化	P18	「適正な料金水準」とありますが、「適正な料金水準」の定義(算出方法)などを表記することはできないでしょうか。	水道法において、水道事業者等は料金等の供給条件について供給規程を定めなければならないとされており、料金に関して適合すべき諸要件が同法令で規定されております。なお、2.(3)において、拡張時代から管理・更新・再構築時代を迎えた今日の水道事業における費用負担のあり方について全ての主体の参加の下で議論することの必要性について触れられており、このようなプロセスを経ることにより「適正な料金水準」に近づくのではないかと考えています。
31	5(2)安心・快適な給水の確保	P19	貯水槽水道の点検・清掃の強化についても明言すべき 具体的には34条の強化、貯水槽清掃窓口の設置、水道法による水道事業への取り込みなど 理由:直結水道により貯水槽水道を減少させる施策も必要だが、現在、設置されている貯水槽水道の維持管理・水質面の向上も重要な施策である。	現在、設置されている貯水槽水道の維持管理等の向上については、5.(2)アにおいて既に指摘するとともに、7.(2)においても今後重点的に取り組む項目の1つとして記述しています。
32	5(2)安心・快適な給水の確保	P21	「これらの施策を推進し、水道水に対する需要者等の安心を得るために、」の需要者等の「定義」は必要と考えます。(例えば「需要者等とは、需要者と利用者をいう。」など)	御指摘を踏まえ、修文します。
33	5(3)災害対策等の充実	P22	「その際、事故への事後対応に追われるだけでなく…」について、未然防止施策は、事後対応をいかに迅速に立ち上げ、早期に収束させるかに繋がるものであると認識しており、文書上の表現に配慮されたい。	御指摘を踏まえ、修文します。

番号	項目	頁	意見内容	意見に対する考え方
34	5(3)災害対策等の充実	P23	水道施設におけるポンプ設備等の機械・電気設備が被災した場合、特殊部品の取替えや、最悪の場合には専門工場での修繕等を要することが想定されるため、これらの能力を有する水道関係企業との協体制度又は協定に基づく連携等について配慮されたい。	御指摘のとおり、災害対策として水道関係企業との協力も必要ですので、御指摘を踏まえ修正します。
35	5(4)環境・エネルギー対策の強化	P24	「温室効果ガス(二酸化炭素)」とありますが、「温室効果ガス(二酸化炭素等)」ではないでしょうか。温室効果ガスには、二酸化炭素の他、メタンガス、窒素酸化物等があると思います。	御指摘を踏まえ、修正します。
36	5(4)環境・エネルギー対策の強化	P24	「効率性と環境・省エネ・地球温暖化・持続可能性…」とありますが、「効率性と環境・省エネ・地球温暖化対策・持続可能性…」	御指摘を踏まえ、修正します。
37	5(4)環境・エネルギー対策の強化	P24	潜熱源としての水道水の利用価値の発掘と給配水・送水による冷熱源の分散・広域化の効果の立証という項目を追加 理由:水の持つ役割のうち、飲む、育てる、洗う、運ぶなどの役割は重要視されているが、位置エネルギー(圧力を含む)の活用及び潜熱(溶解熱と気化熱)の活用が未開発分野と残されている。この2項目は、環境問題解決の糸口となりうる可能性が高い。水道としての積極的な貢献面もあるべきことに触れて欲しい。	位置エネルギー・熱エネルギーの活用については、5.(4)アに記述しています。また、水道としての積極的な貢献については、2.(4)や4.5.(4)アに御指摘の視点で記載しております。
38	5(4)環境・エネルギー対策の強化	P25	「水の用途間転用」ではなく、「水利権の用途間転用」と修正 理由:この視点であれば、法律改正の足がかりとなる	水の用途間転用には、水利権の用途間転用も含まれます。
39	5(4)環境・エネルギー対策の強化	—	○「環境・エネルギー対策の強化」について 水は循環資源であること、また、地球環境保全への関心が一層高まっていることなどを踏まえ、水道ビジョンに次の事項を補強する必要があると考えます。 ① 水は限られた資源であることから、水道事業にとっては節水施策の推進は常に基本的で最も重要な課題であること。 ② 水道事業者におけるボトル水の活用については、名古屋市における脱ボトル水の動向にみられるように、環境に与える影響を考慮して見直すべきである。 ③ 水道事業は環境との共生・調和が不可欠であることから、省資源省エネルギーによる経済性と環境保全のWin-Winアプローチの導入に止まらず、環境保全を取り込んだ施策や技術の開発・保全、また水源域の保全等、環境政策への積極的な関わりを通じ、環境事業としての価値を創造していくことが要請されている。	御指摘の点①については、4.や5.(1)エに記述しています。②については、水道事業者におけるボトル水の活用について、水道水の有効利用の促進と地球温暖化対策を含めた環境対策の推進の両面の視点から今後引き続き検討・議論されるべきものと認識しております。③については、6.(4)に御指摘の視点で記載しております。
40	5(5)国際協力を通じた水道分野の国際貢献	P27	「その橋渡しを行う上での中心的な人材組織の拡充等により人材確保の推進を図る」の部分に、「国際感覚、貢献可能な技術、知識を持ち合わせた人材育成(例)」という主旨の記述の追加をご検討願います。 理由:水道事業者の共通の状況として、これまで国際協力を担ってきた職員の多くが退職期を迎えてきていることがあげられます。そして経営効率の向上のため人員体制の見直しなどが行われていることもあわせ、これからの国際貢献に携わる人材を育成していくことが急務であり、強化すべき取り組みであると思われるので、追加の検討をお願いします。	御指摘を踏まえ、修正します。
41	5(5)国際協力を通じた水道分野の国際貢献	P27	「地方公共団体では、国と地方の役割分担などの観点から…多くみられる」の次に、「が、技術力を蓄積している水道事業者は積極的に国際貢献に取り組んでいくべきであり、国としても、地方公共団体職員の海外派遣について理解を得やすくするような支援策を検討していくこととする」という主旨の記述の追加をご検討願います。 理由:今まで多くの水道事業者が国際貢献の分野に積極的に携わってきています。国際貢献が国だけが取り組むものではなく、地方公共団体の一組織である水道事業者もその主体のひとつであるとして位置付けを改めて明確にし、関係者の理解を得やすい派遣環境とする必要があると思われるので、このような内容を付加して下さるよう検討願います。	御指摘を踏まえ、修正します。
42	6(2)施策目標及び方策	—	定量的施策目標は水道事業ガイドラインのPIを使用した方が良いのではないかと	冒頭「水道ビジョンの改訂について」に示すように、水道ビジョンは策定後3年が経過したばかりであり、各水道事業者等における取組も途上にあるものが多いことから、現段階での数値目標の見直しを行うことは適切でないと考えます。 なお、業務指標のより一層の活用については、7.(5)に記述しています。
43	6(2)施策目標及び方策	P36	『・基幹管路を中心に管路網の耐震化を進める。基幹管路の耐震化率を、100%とする。』について、「( )」に対応する「( )」がありません。	御指摘を踏まえ、修正します。

番号	項目	頁	意見内容	意見に対する考え方
44	6(2)施策目標及び方策	P36	水道施設におけるポンプ設備等の機械・電気設備が被災した場合、特殊部品の取替えや、最悪の場合には専門工場での修繕等を要することが想定されるため、これらの能力を有する水道関係企業との協体制度又は協定に基づく連携等について配慮されたい。	災害対策として水道関係企業との連携は必要ですが、水道事業者等のそれぞれの状況により、取組の方法は異なりますので、達成すべき施策目標として水道関係企業との協定を掲げることが相応しいとは考えておりません。
45	6(3)制度的対応	P41	「今後は、……施設効率・経営効率が悪く独立採算による経営が困難な簡易水道等の事業者」に配慮して重点的に取り組む。」とあるが、特に、「地震等のリスク対策については、大都市における被害・影響の大きさを考慮すると大都市に対する補助制度のあり方についても言及してほしい。	水道事業は原則として独立採算で行われ、必要な施設整備等については一義的には事業者の責任で行われるものですが、政策的見地から必要と考えられる支援策については、随時検討していきたいと考えています。
46	6(4)技術開発・技術者の確保	—	「技術力の維持・強化」について ライフラインである水道事業は、安全・安心な水の安定供給を常に実現しなければなりません。この事業目的を達成するためには、将来にわたる継続的な事業運営が行われなければならない。固有の技術の維持・継承、技術力の強化は不可欠です。事業体における技術力の維持・強化に関する厳しい現状を踏まえて、水道ビジョンにおいては、水道事業体としての自前の人材の確保、時代の要請に応える人材育成のための教育・研修制度の充実、さらには民間部門の技術力も含めて統一的な技術指針の策定などについて、総合的な施策の展開が重要と考えます。 また、民間部門においてはコスト削減、経営効率最優先の価格競争による入札の横行により、受注する企業としての技術力の低下が危惧されます。総合評価方式や低入札価格調査制度、最低限価格制度などを遵守すると共に、公正労働や環境の観点など社会的価値の実現に資する公契約制度確立に向けた指導など、技術力の維持・向上に向けた施策の展開をすべきです。	7. (1)にもあるように、技術力の維持・強化については、「水道事業者等自らによる水道技術の継承や官官・官民等連携による技術者の育成・確保等に資する方策」について検討を進めることが重要であると考えます。また、「民間部門の導入により技術水準が維持されているか等を技術的、客観的に評価する仕組み」についての検討も必要と考えます。 また、調達制度については、平成17年4月に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）において、発注者の責務として、公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施することを求めています。なお、その取り組みとして、標準的な方法や留意事項を示す手引きの作成を(社)日本水道協会に要請し、平成19年10月に「水道事業における総合評価導入に関する手引き」が取りまとめられています。
47	6(4)技術開発・技術者の確保	—	水道産業界の技術力が水道事業体に引き続き提供され得るのかを憂慮している。経営効率重点の価格競争による入札の横行により、受注する企業の技術力低下が危惧される。断水事故や水質検査データ偽造に見られるように、受託者側の技術的水準の低下が原因であることが指摘されていることなどから事業体が現有する技術力の維持と活用について指針を示す必要があるものとする。 また、水道事業の目的を達成するためには、技術力の確保は必須の課題であり、公営原則の下で水道事業を運営するにあたり、現有する技術力を喪失するような施策を実施することはあってはならない。事業体における技術力には差異があることは事実であるが、現有する自前の技術力を診断し、技術力の向上を進める統一的な指針を示すことが必要である。	7. (1)にもあるように、技術力の維持・強化については、「水道事業者等自らによる水道技術の継承や官官・官民等連携による技術者の育成・確保等に資する方策」について検討を進めることが重要であると考えます。また、「技術的観点から客観的かつ公正な業務評価を実施する仕組み」の検討も必要と考えます。その際、水道事業における技術力の確保の視点も評価対象の一つになるものと認識しております。なお、「民間部門の導入により技術水準が維持されているか等を技術的、客観的に評価する仕組み」についての検討も必要と考えています。
48	7レビューに基づく水道施策の重点取組項目	—	重点取組項目の取組主体を明記すること。	重点取組項目については、水道ビジョンフォローアップ検討会において、水道関係者が一体となって重点的に取り組むべきとされた項目であり、特に取組主体が限られるもの以外は、明記しておりません。
49	7(1)水道の運営基盤の強化	—	大規模事業体による運営の受託や広域化の実施が遅滞として進んでいません。とりわけ広域化の進展を強力に推し進める必要があり、市町村合併とは別の形で、事業体が率先して動ける方策の提示を迫られています。今後、具体的な検討を行うとなっていますが、これについては迅速な動きを求めたいところです。また、零細な事業体では、技術力を持った専任職員の確保が困難であり、これを補完するものとして、地域の中核事業体か周辺事業体施設の維持管理に携われる環境整備も急務です。なお、中核事業体における技術職員の維持と技術力の向上に向けた日常的な努力の必要性は言うまでもありません。	5. (1)イにもあるように、「水道の運営管理は、本来、運営に責任を有する水道事業者等が自ら行うべき業務である」との認識に立ち、事業運営の現状に関する適切な自己分析に基づき、事業の特性等に応じて、事業統合や経営・管理の一体化など様々な広域化、さらには、都道府県、市町村、民間部門のそれぞれが有する長所、ノウハウを有効に活用した連携方策を検討・推進し、その相乗効果により、事業の効果、効率性、需要者の満足度を高めていくことが重要であると考えます。なお、事業運営の自己分析にあたって、水道事業運営上必要となる技術力の確保が重要な視点の一つになるものと認識しております。
50	7(1)水道の運営基盤の強化	P42	P9の「2水道の現況と将来の見通し」の(3)において、「近年大口需要者が、独自水源を確保して水道水の利用を大幅に減らす動きが各地で見られる。これは、水道料金の在り方にも関わっている。」と現況分析をしながら、具体的な取組項目が提示されていない。 少なくとも、地下水の汲み上げについて、規制とはいわなくても、水道事業者が需要動向を明確に把握できるように、設置の際には給水区域内の水道事業者へ届出義務を課するような取り組みにむけての検討が必要ではないか。	水道料金の在り方については、5. (2)エにおいて「将来の需要動向を踏まえた現在の水道料金体系の再検討が課題」となっており(中略)既存の基本水量制の在り方、通増制料金体系等の見直し、さらに新たな価格決定方式の導入についても幅広く検討していく、また、6. (2)アにおいて「水道事業者等は、需要構造の変化に応じた適正な水道料金の設定、費用の公平な負担、各種法規制を遵守する体制の確立を図った上で、中長期的な財政収支に基づく計画的な施設更新・改良を推進する必要がある」と記述しております。
51	7(1)水道の運営基盤の強化	P42	「過度の人員削減と料金収入の減少が、持続可能な水道事業の形態をも脅かしつつある」という分析も必要理由：一般行政部局の「行政改革」という思惑に振り回され、インフラとしての施設整備及び維持管理の視点が欠落したまま、人減らし、規模縮小のみ先行してしまっている。この結果、広域化・統合化による人員削減等のメリットはすでに消失してしまっており、いまや、持続可能な事業としての水道経営のみが広域化のメリットとなりかねない状況となっている。	7. (1)にもあるように、「施設の大量改築・更新や技術者の大量退職を迎えている中で、将来において現在と同水準の業務遂行に不安を抱える水道事業者等が少なく、その多くが対応策の検討・実践にまで至っていない」のが現状であると認識しており、「安心・安定な水道水の供給を確保し、現在と同等の技術やサービスの水準を確保すべく、水道事業者自らによる水道技術の継承又は官官・官民等連携による技術者の育成・確保等に資する方策」について検討を進める必要があると考えます。

番号	項目	頁	意見内容	意見に対する考え方
52	7(1)水道の運営基盤の強化	P43	都道府県版地域水道ビジョンの作成を否定はしないが、水道整備基本構想との違い、市町村水道の地域水道ビジョンとの住み分け、具体化・実効性の確保への担保などの施策が必要	地域水道ビジョンの作成については、平成17年10月「地域水道ビジョン作成の手引き」に示すように、作成主体については、各水道事業者等を基本としていますが、水道事業の広域化の観点から、流域単位や都道府県単位の地域水道ビジョンの作成も推奨します。 なお、地域水道ビジョンに水道整備基本構想の必要項目が含まれれば、共通とすることも可能と考えます。
53	7(1)水道の運営基盤の強化	P43	「〇運営基盤の強化を目的として、いわゆる垂直統合、水平統合に経営の一体化や…」など、広域化に関する施策に、財政支援的な観点も入れて欲しい。 理由：小さな市町村にとって、水道の維持管理は耐震化も含めて大きな負担になっている、技術の継承が無視された人事異動も普通のことです。先日も近隣の町の水道課で、人員削減が行われたようで(7人→5人)、しかも近いうちに給与単価の安い職員(ベテランを課外の若手に)と異動させるとの話を聞きました。短期的には財政負担も減るかも知れませんが、中長期的に見て事業の安定性が損なわれているのは間違いありません。自治体の合併を待たずに、広域化は急がなければならないのかも知れません。しかし、ハード面だけ見ても、近隣とはいえ施設・設備に対する考え方や基準は違っており、制度的にはもちろん、財政的にも後押しがなければ、進まないのではないのでしょうか。また前後しますが、技術力の維持のための指針なども必要ではないでしょうか。	6.(3)にもあるように、「現在の国庫補助の考え方は、高料金の防止と国家的見地の施設整備という2つの目的を併せて配慮した補助制度となっているが、厳しい財政事情に鑑み、より一層の重点化・効率化に配慮した補助制度の見直しを行う必要」があると考えております。
54	7(1)水道の運営基盤の強化	P43	「〇自己責任原則に基づく水道事業運営の透明性を確保する観点から、…」から、「自己責任原則に基づく水道事業運営の透明性を確保する観点から、」を削除。 理由：地方でも、ライフスタイルの変化による家事の外注化&省力化から、いたるところにコンビニや飲食などのチェーン店があり、スーパーなどでも総菜や弁当など中食が大きなウエイトを占め、使用量は減少しています。節水器具の普及も無視できません。さらに、郊外には大手ショッピングセンターが進出し、中心市街地は、地盤沈下が止まらないし、規模が大きくなるとコスト対策から地下水などの利用が進みつつあります。現在の経済環境は厳しい競争によって寡占化が進み、価格競争力からあらゆる業種・商品で大手が強い影響力を持ち、地方から都市部への利益の流出は増えています。以上のように、施設の耐用年数より早い速度で社会が変化しており、自己責任原則が本当に透明性を生むのか、分らなくはないでしょうか。	水道事業の自己責任については、5.(1)イにおいて「水道の運営管理は、本来、運営に責任を有する水道事業者が自ら行うべき業務である」と記述しており、また、本ビジョン策定時のベースとした水道基本問題検討会による政策提言「21世紀における水道及び水道行政のあり方」(平成11年7月)にも水道事業の自己責任について明記されています。 また、事業運営にあたって透明性を確保することは運営上の重要な基本的要素であると考えます。
55	7(1)水道の運営基盤の強化	P43	〇今後、水道施設の…技術者の育成・確保等に資する方策について検討を行う。の後段に「また、水道事業者等自らによる人材育成のための教育・研修制度を充実し、水道事業者等が有すべき技術力の維持・向上と活用についての指針を策定する。」を追加する。 理由：地方財政危機や集中改革プランなどにより、多くの自治体で新規採用凍結や採用抑制が行われている。こうした影響を受け、水道事業においても、無原則な人員削減や業務の民間委託が進行している。こうしたなか、水道事業に無理な事業管理のもとで専門的な知識・経験を有する技術者の育成・確保が疎かになっている現状がある。将来にわたる継続的な事業運営と安全な水の安定供給のためには、水道事業体内に自前の技術者を確保・育成していくことが不可欠であり、そのことを関係者に喚起するためにも、技術力の維持・向上のための指針を策定すべきである。	人材育成のための教育・研修制度の充実等については、6.(4)において「水道事業者等においては職務の啓発活動を効果的に行って人材を確保するとともに、より一層の人材活用のための職員教育及び訓練、国、民間機関、事業者、関連企業における研修の充実と有機的連携、研究の推進、人材の育成を行うための技術水準認定の仕組み等の充実等が必要である」と記述しております。
56	7(2)安心・快適な給水の確保	P44	「産官学」は(新)では「産学官」になっております。	御指摘を踏まえ、修正します。
57	7(3)災害対策等の充実	P45	耐震化の推進のためには、水道事業者等が必要者の理解を得る必要があり、特に重要な水道施設の耐震化の計画や状況について、需要者へのわかりやすい形での情報提供等を推進する。とありますが、水道に詳しくない利用者でも、地域の水道に愛着を持ち、その良さや問題点を身近に感じることができるといった情報提供の手段や手法について調査・研究をし、その成果を水道事業体始め多方面で活用できるよう整備してはどうか。	厚生労働省では水道利用者の理解を得ながら、水道施設の耐震化の促進に向けた取り組みを推進し、現状の大幅な改善を図ることを目的に、本年4月から2年間の予定で水道施設・管路耐震性改善運動を実施しています。ご意見も踏まえ、水道利用者に対して水道施設耐震化の必要性について理解を得られるよう引き続き取り組んで参ります。
58	7(3)災害対策等の充実	P46	「…応急復旧体制の整備を推進する。」のあとに、「災害発生時の応急復旧時などの際に必要とされる、一定の技能の保有と継承を行っていく必要がある」という主旨の記述の追加をご検討願います。 理由：大規模地震が発生した場合等の災害発生時には、応急復旧のための知識と技能が求められます。応急復旧作業を迅速かつ万全に遂行していくためには、必要な知識と技能を備え、十二分に機能していくことができる人材を育成する必要があることから、このような内容を付加して下さるよう検討願います。	災害等の緊急対応の面からも専門知識を有する水道技術者の存在が重要であるとの観点から、5.(2)イにおいて緊急対応に関して技術者の確保、育成の推進について記載しています。また、7.(1)に記載している「水道の運営基盤の強化」において重点取組項目として技術者の確保の重要性について記載しています。
59	7(3)災害対策等の充実	—	7(3)に記載されておりますように、基幹管路の耐震化を計画、その確実な実施推進が重要であります。耐震管として採用すべき管材については、現行水道ビジョンに付属している参考資料2の中の3管種より選定されてきており、引き続き同様の内容(耐震性が未確認であるような誤解を受けかねない表現を用いない内容)で明示して頂きたい。 理由：事業体においては、耐震管の採用にあたり、現行水道ビジョンに付属している参考資料2の51ページの文言「耐震化率(耐震継手付きダクタイル鉄管、鋼管、ポリエチレン管の延長が管路延長に占める割合)」に基づき、ここに示されている3管種より選定されております。 ただ、水道ビジョンの改訂版、2項「水道の現状と将来の見通し」(2)のところで挙げられている耐震化率に関しては、2005年1月の水道事業ガイドラインで運用されており、ここでは、「水道配水用ポリエチレン管の使用実績は少なく、十分に耐震性能が検証されるには未だ時間を要すると思われる」とし、業務目標に*を付けるようにされています。未だ時間を要するという表現が、事業体の採用において躊躇される一因となり得ることで、耐震化が進まないことになってはいけなくないと考えております。 呼び径50は水道配水用ポリエチレン管が唯一の耐震管材であること、既に10年の使用で問題がないこと、さらには近年の新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震と大規模な地震においても、水道配水用ポリエチレン管(融着継手)の耐震性が実証されたことから、現行の水道ビジョンにある参考資料2と同様に、耐震性が未確認であるような誤解を受けかねない表現を用いず、水道配水用ポリエチレン管を耐震管として記載頂くようお願い申し上げます。	本ビジョンにおいては基幹管路の耐震化の推進が水道事業の課題であることを示しており、個々の管種について評価するものではありません。

番号	項目	頁	意見内容	意見に対する考え方
60	7(4)環境エネルギー対策の強化	—	水道事業はポンプ運転に原発一基分の電気エネルギーを消費する装置産業と言われ、自然エネルギーを利用した自家発電の推進や省エネルギー設備の導入を心がけるべきは自明のことであり、その進展を妨げている要因の確認(主に費用)と対処が必要でしょう。また、事業者によってはPET水の販売に躍起になっているところが見受けられ、様々な議論があることは承知していますが、製造・運搬に多くのエネルギーが注ぎ込まれていることは事実であり看過することは出来ません。 なお、おいしくて安全な水の提供の観点で3階以上の直結給水を普及されていますが、受水槽での大気開放、高架タンクへの圧送を伴うこれまでの方式より遙かに省エネであり、この際、環境対策の視点も大きく打ち出して普及に努める必要があると思います。	環境対策の進展を妨げる要因等については、7.(4)に水道事業者等の環境・エネルギー対策に関する情報の収集・分析を国が行う旨を、8.(2)で水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析する旨を記述しております。水道事業者におけるボトル水の活用については、水道水の有効利用の促進と地球温暖化対策を含めた環境対策の推進の両面の視点から今後引き続き検討・議論されるべきものと認識しております。直結給水については、安心・快適な給水確保の観点から、5.(2)アや7.(2)においてその普及推進を記載しているほか、7.(4)に記載のある環境対策に資する各種取組にも含まれると考えております。なお、御指摘を踏まえ、5.(4)アを修正し、「エネルギー効率の高い施設やシステムを整備していく」旨を、また、7.(2)を修正し、「直結給水の普及を推進する。」旨記載します。
61	7(5)国際協力等を通じた水道分野の国際貢献	—	旧満州で、過去に日本が構築し、陳腐化していた水道施設に手を入れて再供用したことで、地元住民から感謝されたことや簡易水道の技術を用いることにより、周辺部に亘って整備してきた経緯は誇っていいと思います。 今後の展開に際しても、現地の人々が安価かつ入手容易なメンテナンスシステムで維持管理出来る設備を創り上げ、その運営ノウハウを伝授することで事足りるのではないのでしょうか。なお、現地での水道整備に関しては、水は人権とする憲法25条の精神を海外で広めることも、日本の国際的地位を高めることになると思います。	御指摘を踏まえつつ、7.(5)に示す重点取組項目について取組み、水道ビジョンの実現に向け具体的な施策を検討していきます。
62	7(5)国際協力等を通じた水道分野の国際貢献	P47	P47で「○……、政府開発援助はODAによる施設の整備に主眼が置かれていたが、施設の維持管理についても水道事業者等と民間の連携のもと、国内体制の整備や人材育成を行いつつ長期的なプランで実施していくための具体的方策について検討を行う。」と表現しているが、国内の各団体が日本の水道事業の海外展開が検討されている現在、「具体的方策について検討を行い、工程表を明らかにしていく」(P47)ぐらいまでの踏み込んだ取組が必要ではないか。	御指摘を踏まえつつ、7.(5)に示す重点取組項目について取組み、水道ビジョンの実現に向け具体的な施策を検討していきます。
63	7(5)国際協力等を通じた水道分野の国際貢献	P47	国際化のためにはまず、人材育成。このための人材バンクとしての組織や仕組みが必要と提案すべき	御指摘の点については、5(5)イに示す他、7.(5)における重点取組項目にも掲げており、引き続き、水道ビジョンの実現に向けた施策を検討していきます。
64	7(5)国際協力等を通じた水道分野の国際貢献	P47	『また、2007年6月には水道業を含む内需依存型産業の国際展開支援が経済成長戦略大綱に位置づけられ、…』及び『○上記の取組等を踏まえ、アジア・ゲートウェイ構想に基づく水道業の国際展開について、積極的な取組を進める。』について、水道業と水道事業に差別化はありますか？他のページは水道事業となっています。	水道業とは、水道事業者等による水道事業に加え、水道システムを構築する上で必要な民間の水道産業を含む用語として使用しています。
65	8関係者の参加による目標の達成	P48	「給水サービスを提供する水道事業者等は、施設の整備、管理体制の改善、…」とありますが、より具体的に「給水サービスを提供する水道事業者等は、施設の整備(耐震化、老朽化施設の更新等)、管理体制の改善、…」としたほうが、以降の「自らの意志と不断の努力で需要者の高い満足度を得る…」がより具体的となるのではないのでしょうか。	施設の整備については、耐震化、老朽化施設の更新以外にも新規施設の整備も含まれるものと考えており、現行の記述が適切であると考えます。
66	8関係者の参加による目標の達成	—	水道は利用者・住民の公的な共有財産であり、安心・安全な水の安定供給という事業目的を実現するためにも、事業運営への住民・市民の理解と協力は不可欠です。近年、N GO、NPO活動が活発に行われるようになっており、住民参画による事業運営の枠組みづくりがこれまで以上に重要な課題となっています。 「関係者の参加による目標の達成」を図るためには、利用者・住民は水道事業の受益者であり「お客さま」であるとの認識にとどまることなく、公的な共有財産である水道事業にかかわる主体の一つであるとの認識を持つ必要があります。 時代の要請に応えて水道事業を発展させるためには、地域水道ビジョンや将来計画の策定を始め、運営基盤の確立など水道事業の重要な方針決定などに水道の利用者・住民が参画することが不可欠で、その枠組みやシステムについて公募方式など具体的に構想されるべきです。 また、事業に関する情報については、方針決定の判断根拠となる質と量の情報が提供されなければなりません。 なお、「関係者」には水道事業に従事する労働者が含まれることは当然のことと言えます、その代表である労働組合についても利用者・市民と同様に参画する仕組みをつくり出すとともに、十分な質と量の情報が提供される必要があります。	2.(3)において、需要者のニーズへの的確な対応、需要者の視点に立った事業運営について示しています。
67	別紙	P50	『「水道施設の耐震化計画策定指針」と「水道施設の技術的基準を定める省令」の改正』と記述されているが、『管路の耐震化は、平成18年度「管路の耐震化に関する検討会報告書」参考とする』と追加記述すべきと思います	水道施設の耐震化については、記述したとおり省令改正を行っています。省令改正に合わせて課長通知においてご指摘の報告書を紹介させていただいております。
68	その他	—	改訂前の水道ビジョンには、参考資料がありますが、改訂案には参考資料が付いていません。改訂案で、参考資料が継続されるのが、不明確でありますので、継続の有無を記載して下さい。	水道ビジョンの改訂に伴い、参考資料の見直しを行う予定はありませんが、今回のレビューに用いた資料を資料集として後日お示しすることを検討しています。
69	その他	—	水道ビジョンは、現状を追認したうえで、近い将来に発生しうる課題をつぶしていく、というストーリー構成になっているように思われます。いわば旧来の「レジーム」で将来を見渡した場合のビジョンです。もちろん、これは非常に有意義であり、かつ、わが国の水道を考える上でメインシナリオに相当する取組みですから、その意義を否定するものではありません。しかし、世界の水供給体制は大きなうねりの中にあり、技術的にも経営的にも、より新しい「レジーム」が模索されつつあります。 よって、今後、ビジョンの構築と平行して、大胆な思考実験のようなビジョンについても検討を進めることで、より不確実性を増す世界における将来の変化に対応力を獲得するのに役立つのではないかと思います。 例えば、以下のような世の中になった場合の水道とは？いずれもありえないとまではいえませんが、以下のような世の中になった場合の水道とは？ —道州制単位で水道事業が完全統合された場合。 —有力な水道事業が政治的理由により完全に民営化された場合(JRや郵政公社のようなケース)。 —膜材料の機能が現在の倍になった場合。電気等の動力費が倍になった場合。 —公的資金による低利の資金調達ができなくなった場合。 —温暖化ガスの排出量を半分にすることが求められるようになった場合。	水道ビジョンにおいては、今後も定期的なフォローアップを行うこととしており、御意見については、今後の参考にします。